

緊急事態措置の実施に伴う対策

令和3年9月9日

区分	緊急事態措置（現行）	緊急事態措置（延長）																						
区域	全域	全域																						
期間	令和3年8月20日(金)から9月12日(日)まで(24日間)	令和3年9月13日(月)から9月30日(木)まで(18日間)																						
外出自粛等	〔特措法第45条第1項〕 <ul style="list-style-type: none"> ・日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛を要請 ・外出する必要がある場合にも極力家族など少人数で、混雑している場所や時間を避けて行動すること、特に混雑した場所等への外出の半減を要請 ・特に感染拡大地域への往来及び県境を越えた往来の自粛を要請 ・時短要請時間外に飲食店等に入りしなないことを要請 ・感染対策が徹底されていない飲食店等や休業要請又は営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を厳に控えることを要請 ・酒類を購入し、店舗の店先・路上・公園等での飲酒など、感染リスクが高い行動の自粛を要請 	<同左>																						
飲食店 遊興施設(*1) 結婚式場(*1)	【全県】 〔特措法第45条第2項、第24条第9項〕 ○休業要請・時短要請（45条2項） <ul style="list-style-type: none"> ・酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等（カラオケ店及び利用者による酒類の持込みを認めている飲食店を含む）への休業要請 ・酒類及びカラオケ設備を提供（利用者による酒類の店内持込みを含む）しない飲食店等への時短要請（5時～20時） ○感染対策の徹底を要請 <ul style="list-style-type: none"> ・飲食以外の会話時のマスク着用の徹底。来店者のマスク着用が徹底されない場合に、店側が着用を促しても応じてもらえない場合には退店の依頼を要請（24条9項） ・「新型コロナ対策適正店認証」の積極的な取得の推奨（24条9項） 	<同左>																						
多数利用施設 〔特措法施行令第11条〕 ④劇場、観覧場、映画館、演芸場 ⑤集会場、公会堂 ⑥展示場 ⑦百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（生活必需物資売場を除く） ⑧ホテル又は旅館（集会の用に供する部分） ⑨運動施設、遊技場 ⑩博物館、美術館 ⑪遊興施設(*2) ⑫サービス業（生活必需サービスを除く）を営む店舗	【全県】 〔特措法第24条第9項、第45条第2項等〕 〈多数利用施設〉 <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類・施設例</th> <th>要請内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>遊技施設 〔マージャン店、パチンコ屋等〕</td> <td>【床面積が1,000㎡超】 ・20時までの営業時間短縮を要請 【床面積が1,000㎡以下】 ・20時までの営業時間短縮の協力依頼</td> </tr> <tr> <td>遊興施設 〔個室ビデオ店、場外馬券売場等〕</td> <td>【共通】 ・人数管理、人数制限、誘導等の入場者の整理等の実施（1,000㎡超施設:45条2項、1,000㎡以下施設:24条9項等）、酒類提供及びカラオケ設備使用の禁止を要請 ・業種別ガイドライン等に基づく感染対策の徹底を要請</td> </tr> <tr> <td>商業施設（生活必需物資を除く）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>サービス業（生活必需サービスを除く）</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 〈イベント関連施設〉 <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類・施設例</th> <th>要請内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>劇場、映画館等 〔劇場、観覧場、演芸場、映画館、プラネタリウム等〕</td> <td>【床面積が1,000㎡超】 ・イベント開催の場合は21時までの営業時間短縮を要請（イベント開催以外の場合は20時まで、映画上映の場合は21時までの営業時間短縮を要請） 【床面積が1,000㎡以下】 ・イベント開催の場合は21時までの営業時間短縮を要請（イベント開催以外の場合は20時まで、映画上映の場合は21時までの営業時間短縮を協力依頼）</td> </tr> <tr> <td>集会・展示施設 〔集会場、公会堂、展示場、貸会議室等〕</td> <td>【共通】 ・イベント開催制限の要件を準用した施設の運用を要請 ・人数管理、人数制限、誘導等の入場者の整理等の実施、酒類提供及びカラオケ設備使用の禁止を要請 ・業種別ガイドライン等に基づく感染対策の徹底を要請</td> </tr> <tr> <td>ホテル・旅館 （集会の用に供する部分）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>運動・遊技施設 〔体育館、ボウリング場、スポーツクラブ、野球場、ゴルフ場、テーマパーク、遊園地等〕</td> <td></td> </tr> <tr> <td>博物館等</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種類・施設例	要請内容	遊技施設 〔マージャン店、パチンコ屋等〕	【床面積が1,000㎡超】 ・20時までの営業時間短縮を要請 【床面積が1,000㎡以下】 ・20時までの営業時間短縮の協力依頼	遊興施設 〔個室ビデオ店、場外馬券売場等〕	【共通】 ・人数管理、人数制限、誘導等の入場者の整理等の実施（1,000㎡超施設:45条2項、1,000㎡以下施設:24条9項等）、酒類提供及びカラオケ設備使用の禁止を要請 ・業種別ガイドライン等に基づく感染対策の徹底を要請	商業施設（生活必需物資を除く）		サービス業（生活必需サービスを除く）		種類・施設例	要請内容	劇場、映画館等 〔劇場、観覧場、演芸場、映画館、プラネタリウム等〕	【床面積が1,000㎡超】 ・イベント開催の場合は21時までの営業時間短縮を要請（イベント開催以外の場合は20時まで、映画上映の場合は21時までの営業時間短縮を要請） 【床面積が1,000㎡以下】 ・イベント開催の場合は21時までの営業時間短縮を要請（イベント開催以外の場合は20時まで、映画上映の場合は21時までの営業時間短縮を協力依頼）	集会・展示施設 〔集会場、公会堂、展示場、貸会議室等〕	【共通】 ・イベント開催制限の要件を準用した施設の運用を要請 ・人数管理、人数制限、誘導等の入場者の整理等の実施、酒類提供及びカラオケ設備使用の禁止を要請 ・業種別ガイドライン等に基づく感染対策の徹底を要請	ホテル・旅館 （集会の用に供する部分）		運動・遊技施設 〔体育館、ボウリング場、スポーツクラブ、野球場、ゴルフ場、テーマパーク、遊園地等〕		博物館等		<同左>
種類・施設例	要請内容																							
遊技施設 〔マージャン店、パチンコ屋等〕	【床面積が1,000㎡超】 ・20時までの営業時間短縮を要請 【床面積が1,000㎡以下】 ・20時までの営業時間短縮の協力依頼																							
遊興施設 〔個室ビデオ店、場外馬券売場等〕	【共通】 ・人数管理、人数制限、誘導等の入場者の整理等の実施（1,000㎡超施設:45条2項、1,000㎡以下施設:24条9項等）、酒類提供及びカラオケ設備使用の禁止を要請 ・業種別ガイドライン等に基づく感染対策の徹底を要請																							
商業施設（生活必需物資を除く）																								
サービス業（生活必需サービスを除く）																								
種類・施設例	要請内容																							
劇場、映画館等 〔劇場、観覧場、演芸場、映画館、プラネタリウム等〕	【床面積が1,000㎡超】 ・イベント開催の場合は21時までの営業時間短縮を要請（イベント開催以外の場合は20時まで、映画上映の場合は21時までの営業時間短縮を要請） 【床面積が1,000㎡以下】 ・イベント開催の場合は21時までの営業時間短縮を要請（イベント開催以外の場合は20時まで、映画上映の場合は21時までの営業時間短縮を協力依頼）																							
集会・展示施設 〔集会場、公会堂、展示場、貸会議室等〕	【共通】 ・イベント開催制限の要件を準用した施設の運用を要請 ・人数管理、人数制限、誘導等の入場者の整理等の実施、酒類提供及びカラオケ設備使用の禁止を要請 ・業種別ガイドライン等に基づく感染対策の徹底を要請																							
ホテル・旅館 （集会の用に供する部分）																								
運動・遊技施設 〔体育館、ボウリング場、スポーツクラブ、野球場、ゴルフ場、テーマパーク、遊園地等〕																								
博物館等																								
イベント	〔特措法第24条第9項〕 <ul style="list-style-type: none"> ・人数上限5,000人かつ収容定員50%以内、収容定員が設定されていない場合は人との十分な距離(1m)の確保を要請 ・21時までの営業時間短縮を要請 	<同左>																						
出勤抑制	〔特措法第24条第9項〕 <ul style="list-style-type: none"> ・「出勤者数の7割削減」を目指し、在宅勤務(テレワーク)、テレビ会議などの推進を要請 ・事業者に対し、出勤者数7割削減の実施状況の公表を要請 	<同左>																						

*1 食品衛生法の飲食店営業の許可・喫茶店営業の許可を受けている施設（緊急事態措置期間中は、左記の許可を受けていないカラオケ店を含む）
 *2 食品衛生法の飲食店営業の許可・喫茶店営業の許可を受けていない施設（緊急事態措置期間中は、左記の許可を受けていないカラオケ店を除く）
 *3 酒類提供は、利用者による酒類の店内持込みを含む
 *4 アクリル板等の設置（又は座席の間隔(1m以上)の確保）、手指消毒の徹底、食事中以外のマスク着用の推奨、換気の徹底、同一グループの同一テーブルへの入店案内は原則4人以内